滋賀県パートナーシップ宣誓制度導入にかかる本市の対応

問人権政策課　☎・有(582)1116　FAX(582)0539

県では、令和6年9月1日に「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」を導入されました。県のパートナーシップ宣誓制度は、一方または双方がLGBTなどの当事者であり、人生においてお互いが協力して継続的に生活を共にすることを約束した二者の関係（パートナーシップ）を宣誓し、県がその宣誓書を受領したことを証明するものです。

本市でも、本制度の趣旨に鑑み、1月6日から下記のとおり対応しています。

① 運用を開始する本市の行政サービスの利用について

滋賀県パートナーシップ宣誓制度による宣誓を行った人については、「受領証」の提示・確認をもって、「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」として取り扱います。

② 対象となる本市の行政サービス

- 市営住宅入居申し込み（担当：建築課）
- 犯罪被害者への支援金支給（担当：危機管理課）
- 防火防災訓練中の事故などに係る損害補償（担当：危機管理課）
- 非常勤消防団員への退職報償金支給（担当：危機管理課）
- 罹災弔慰金の支給（担当：健康福祉政策課）
- 災害弔慰金の支給（担当：健康福祉政策課）
- 不育症の治療に対する助成（担当：母子保健課）
- 介護保険負担限度額認定（特定入所者介護サービス費）申請（担当：介護保険課）

ホームページ

※今後も、政府方針などを踏まえて運用可能な行政サービスを随時更新し、市ホームページに掲載します。
詳しくは、市ホームページをご覧ください。

企業連携室からお知らせ「守山を実証実験のフィールドに!」採択事業 空き家に関する勉強会＆個別相談会

本市では、世の中の課題解決につながる7つの実証実験を実施しています。その1事業者である「（一社）古民家再生協会滋賀南」が事務局を務める空き家に関する勉強会と個別相談会を開催します。興味のある人は、お気軽にお申し込みください。

持ち家の「こうする！」勉強会＆個別相談会

時2月4日（火）
1回目　勉強会：午前10時～11時
　　相談会：午前11時30分～午後0時30分
2回目　勉強会：午後2時～3時
　　相談会：午後3時30分～4時30分
※各回、同内容です

所市役所 2階 防災会議室

申下記申込フォームから申し込み。

他主催：空き家アドバイザー協議会 滋賀県守山支部
後援：守山市、守山市社会福祉協議会

問一般社団法人 古民家再生協会滋賀南（田村）
☎(596)5335
✉info@shiga-akiya.net

申込フォーム

地域子育て支援拠点施設 指定管理者の公募

建て替え後の平和堂守山店に今年11月開所に向け、整備する地域子育て支援拠点施設の管理運営を行う指定管理者を公募しています。

スケジュール（予定）

時期	内容
1月14日（火）～21日（火）	応募受付期間
2月上旬	選定委員会
11月1日（土）	指定管理業務開始

応募資格など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

ホームページ

拠点施設では、こんなことができます

- 子どもの発育に応じた遊具での遊び
- 子育て中の親子同士の交流
- 子育てサークル・団体の活動
- 「子育てコンシェルジュ」による子育てに関する相談や子育て支援サービスの情報入手
- 子育てに関するイベントなどの情報入手
- 一時預かり（別途、利用料要）

問こども政策課
☎(584)5925　FAX(582)1138